

# 令和3年度 町の空き家対策

### 町の空き家対策

町の空き家対策は、引き続き「**予防・啓発**」に重点を置き取り組む。

**令和2年度**には「予防・啓発」として、

- ・ 適正管理の送付〈納通同封〉（5月）

→令和3年度も実施済み

- ・ 広報紙への掲載（7月）

- ・ 相談会の実施（10月）

を実施した。

## 町の空き家対策

これまで異なる時期に実施していた対策を10月に集中的に実施し、

この期間を **「空き家対策月間」** とすることで空き家に注目させる。



対策月間の実施内容は

①適正管理の通知を目的別に送付 ②現地見回り

(10月実施予定)

(10月実施予定)

③広報紙・HPへの掲載

(広報にのみや10月号(9月24日発行)に掲載予定)

④相談会の実施

(10月23日(土)実施予定)

## 町の空き家対策

### ①適正管理の通知を目的別に送付

令和2年に実施した空き家実態調査で回収した所有者アンケートの回答をクロス集計し、**目的別の通知**を送付する。

〈例えば〉

**【県外在住者】**

**【将来的に利用を検討】**

**【年1回の管理行為】**

**【維持管理で困っている】**

×

この場合は、「解体補助」より「空き家の見回り作業」の案内が効果的

これまでの通知は、補助か空き家バンク等の様々な情報を記載していたため、所有者にとって必要な情報が埋もれてしまっていた。今後は**所有者に合った情報のみを記載することで効果的に情報を伝えていく。**

# 令和3年度 町の空き家対策

## 町の空き家対策

### ① 適正管理の通知を目的別に送付

目的別に送付する適正管理通知の内容。（別紙参照）

#### ① 「除草・剪定の代行」及び「空き家の見回り作業」

遠方に住んでいる方など、あまり空き家に来れない方に送付する。

#### ② 「空き家解体補助」

空き家を取り壊したい方、取り壊したいが費用の面で悩んでいる方に送付する。

#### ③ 「空き家バンク登録」及び「空き家リフォーム補助」

空き家を売買、賃貸借したい方に送付する。



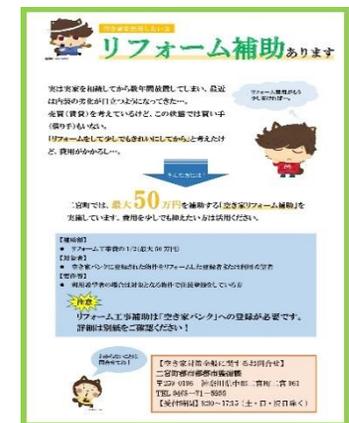
＜除草・剪定の代行＞



＜解体補助＞



＜空き家バンク＞



＜リフォーム＞



## 町の空き家対策

### ④相談会の実施

毎年実施している相談会の内容を、相談件数の多い「売買」「リフォーム」に関する内容に限定して開催する。また開催日を休日である10月23日（土曜日）とし、多くの方が参加できるようにする。

各団体へ依頼予定

### その他（年間）

- ・令和2年度に締結した各団体との空き家対策に関する協定を基に、町が「どこに相談したら良いかわからない」方の最初の相談窓口となり、内容によっては各団体へ繋ぎ、問題の解決を図る。
- ・令和4年度の空家等対策計画の改定に向け、実態調査の結果を基に令和3年度中に素案を作成する。
- ・空き家バンクは現在登録がなく、また登録しても登録者側にメリットが少ない。登録を増やすため、制度の変更や登録することによる付加価値を付けていきたい。



©東京ハイジ/ニ宮町